



SOMPO  
JAPAN

NKSJグループ

# 損保ジャパンの バイク保険

〔自動車保険〕



損保ジャパン



# 損保ジャパンがおすすめする 基本補償

## 相手への賠償

をかせて安心  
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、お客さま(補償を受けられる方)のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けします。

### 対人賠償責任保険

「無制限」の補償を  
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎりず。

### 対物賠償責任保険

「無制限」の補償を  
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

## ご自身の補償

### 搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)

ご契約のバイクに搭乗中の方が、バイク事故により事故発生日から180日以内に死亡したり、後遺障害を被ったりした場合、または入通院された場合(事故発生日から180日以内の入通院にかぎりず。)に保険金をお支払いする特約です。

### より充実した補償をご希望の方に

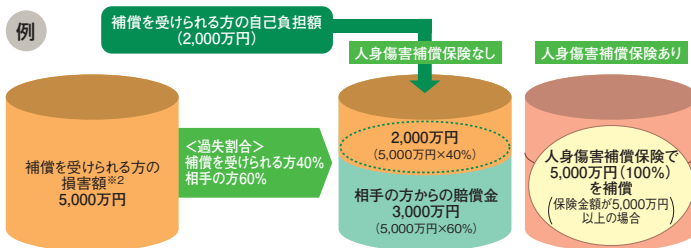
お客さまご自身のけがによる  
損害(治療費・休業損害・精神的損害など)をまとめて補償!

#### 人身傷害補償保険

バイクに搭乗中はもちろん、ご家族全員の歩行中の自動車事故\*1も補償します。

\*1「歩行中の自動車事故」は、自動車以外の交通乗用具(自転車・電車・航空機など)との接触事故は補償の対象外です。

**ご注意**「人身契約自動車搭乗中のみ特約」で、ご契約のバイクに搭乗中の事故への補償に限定することもできます(記名被保険者が法人の場合は、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」が必ず付帯されます。)



\*2 損害額は約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

**!** お客さまご自身またはご家族のいずれかの方が、人身傷害補償保険の適用された自動車保険を既にご契約の場合、車外危険の補償が重複することがあります。この場合、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」を付帯することにより、補償の重複をなくすることができます。(注)記名被保険者によってご家族の範囲が異なることがありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

### 突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

#### 車両保険

バイクが事故、火災、水害などで壊れたときの修理費などをお支払いします。

**ご注意** 盗難による損害は保険金お支払いの対象外となります。

★「バイク」とは、二輪自動車(原動機の総排気量が125cc超)、原動機付自転車(原動機の総排気量が125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の自動車)をいいます。  
 ★「記名被保険者」とは、ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。  
 ★このパンフレットでご案内する自動車保険は、ノンフリート契約\*のSUP(自動車総合保険)普通保険約款・特約に基づく内容となっています。  
 ※「ノンフリート契約」とは、所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約をいいます。

# 多様なバイクライフをサポート 各種特約



被害事故で事故の相手の方が  
交渉に応じてくれない場合も安心です!

## 弁護士費用特約

自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。

- 弁護士費用保険金 1被害事故1被保険者につき 300万円限度
- 法律相談費用保険金 1被害事故1被保険者につき 10万円限度

**ご注意** 業務に使用する財物(ご契約のバイクを除き、ご契約のバイク以外のバイクを含みます。)の被害は対象外です。

弁護士費用特約では、**弁護士紹介サービス**をご利用いただけます。弁護士紹介をご希望の場合は、損保ジャパンサービスセンターへご連絡ください。損保ジャパンサービスセンターから日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター(LAC)へご連絡します。ただし、事故内容などにより、法律相談をお受けできないことがあります。

### お支払いの対象となるケース

次のような被害事故にあり、相手の方が損害賠償請求に応じない場合にお役に立ちます。

- ・ 赤信号で停車中に追突されて、けがをした。
- ・ 横断歩道で信号無視の自動車にひかれて、けがをした。
- ・ 通りがかった自動車が自宅の壁を破損した。

など

**!** 記名被保険者またはそのご家族が、弁護士費用特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

ご家族がお持ちの原動機付自転車も  
まとめて補償します!

## ファミリーバイク特約

記名被保険者が個人の二輪自動車のご契約のみ対象

お客さままたはご家族が原動機付自転車を運転中の事故などにより負担する法律上の賠償責任および原動機付自転車に搭乗中に生じたけがによる損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

**ご注意** 運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。

- 運転者の条件 : 記名被保険者とそのご家族(特約に定める一定の条件を満たした方にかぎります。)
- 対象となる原動機付自転車 : 総排気量が125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の自動車(借用した原動機付自転車を含みます。)
- 補償内容 : ご契約にあたっては、下表のいずれかのタイプをお選びいただけます。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損事故
人身タイプ <sup>※1</sup>	○	○	○	○ <sup>※2</sup>
自損タイプ	○	○	×	○

※1 人身傷害補償保険が適用されたご契約のみ、このタイプでご契約いただけます。

※2 人身傷害補償保険で補償されます。

**!** 記名被保険者またはそのご家族が、ファミリーバイク特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

他人からバイクを借りた場合も安心です!

## 他車運転特約(二輪・原付)

借用中のバイクを運転中\*の事故(対人賠償・対物賠償・自損事故傷害)について、借用中のバイクをご契約のバイクとみなして、ご契約のバイクのご契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。  
※駐車または停車中を除きます。

- ご注意**
1. 「借用中のバイク」には、以下のバイクは含まれません。
    - 次の①から③の方が所有または主に使用するバイク
      - ① 記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)
      - ② ①の配偶者(内縁を含みます。)
      - ③ ①または②の同居のご親族
  2. 借用中のバイク自体に生じた車両の損害に対しては、保険金お支払いの対象外となります。
  3. 借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。

賠償事故の円満解決のためにおすすめします!

## 対物全損時修理差額費用特約

対物事故で相手の自動車の修理費\*が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費\*と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

※「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

**ご注意** 対物賠償責任保険の保険金額が100万円以上の場合にかぎり付帯できます。

## ロードアシスタンス

バイクもロードアシスタンスの対象となります!

ご契約のバイクが、事故・故障またはトラブルにより走行不能\*となった場合、ロードアシスタンス専用デスクにお電話ください。ロードアシスタンス業者にお取次ぎし、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを手配します。

※「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

### ● レッカーけん引



### ● 応急処置 30分程度



### ● 燃料切れ時の給油サービス



# ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

## ご契約条件

### 運転者年齢条件

ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約のバイクを運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください。(記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。)適用する運転者年齢条件により、ご契約の保険料が異なります。

**ご注意** 記名被保険者が法人の場合は、バイクを運転される最も若い方の年齢に合わせてお選びください。

バイクの用途・車種	年齢条件	
	全年齢補償	21歳以上補償
二輪自動車	全年齢補償	26歳以上補償
原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償

### 等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、1~20等級の区分、事故有係数適用期間\*により保険料が割引・割増される制度を適用しています。

- ご注意**
- 前契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、損害保険会社など間で確認させていただきます。なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含まれます。
  - 等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。
  - 以下の場合は、継続手続きをされた後であっても等級および事故有係数適用期間を訂正し、差額の保険料を請求または返還させていただきます。
    - 事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金をお支払いする責任のない事故であることが確定した場合
    - 連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
    - 継続前のご契約が解除された場合

**※事故有係数適用期間<保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。>**  
 事故があった場合に「事故有の割増引率」を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数(ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日の場合は現行係数)」、事故有係数適用期間が1~6年の場合は「事故有係数」を適用します。

### 初めて契約される場合

6(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率(【表1】、【表2】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

11等級以上のご契約に既に加入されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約になる場合

P4の「複数所有新規割引(セカンドカー割引)」の適用条件を満たす場合は、7(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率(【表1】、【表2】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

【表1】ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日のご契約の割増引率

等級	割増引率	年齢条件*		
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
6(S)	割増引率	25%割増	10%割増	5%割引
7(S)	割増引率	10%割引	15%割引	28%割引

**※原動機付自転車の場合、「全年齢補償」、「21歳以上補償」のみのお引き受けとなります。**

**ご注意** 1. 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。

2. 6(S)等級でも事故有係数適用期間が1~6年の場合は、ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日であっても【表2】の割増引率を適用します。

【表2】ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割増引率

等級	割増引率	年齢条件*		
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
6(S)	割増引率	28%割増	3%割増	9%割引
7(S)	割増引率	11%割増	11%割引	40%割引

### 継続して契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

① 継続前のご契約のご契約期間の末日または解約日の翌日から起算して7日以内に継続契約がある場合

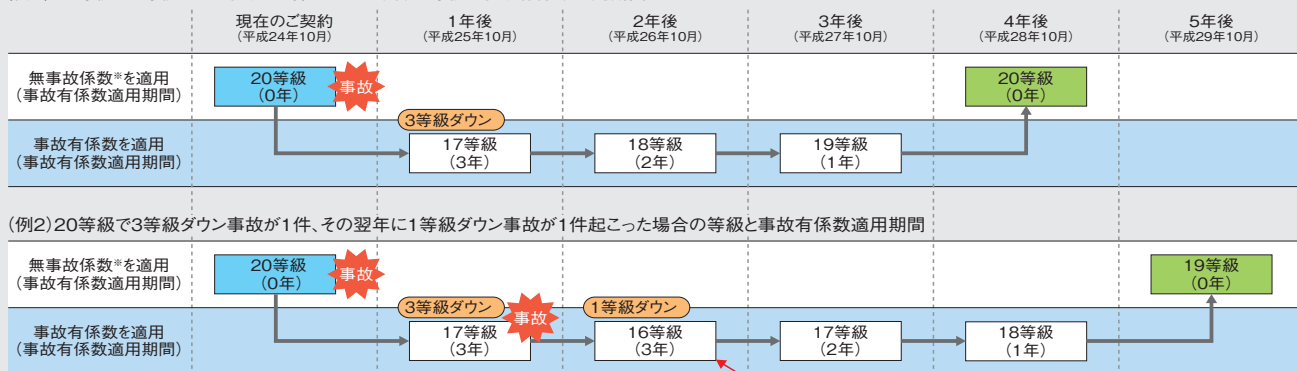
ご契約期間が1年のご契約を継続して契約される場合

- 等級については、継続前のご契約の等級に対して、1年間無事故の場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」を引きます。等級別の割増引率は、P4の【表3】、【表4】をご参照ください。
- 事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて以下のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
  - 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1~6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」加えます。
  - 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」加えます。

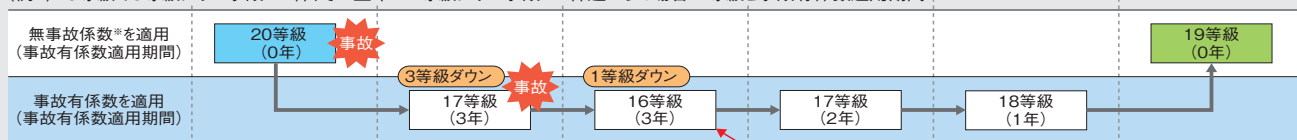
**ご注意** 継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、継続契約のご契約期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた「継続前のご契約の前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

### 等級と事故有係数適用期間の例

(例1) 20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



(例2) 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



**※ご契約期間の初日が平成24年10月1日~平成25年9月30日の場合は現行係数のことをい、P4の【表3】の割増引率を適用します。**

「3年」 - 「1年」 + 「1年」  
 (継続前のご契約の事故有係数適用期間) (1年経過分) (1等級ダウン事故分)

ご契約期間が1年超の長期契約を継続して契約される場合

### 等級の計算式

$$\text{継続前のご契約の等級} + \left\{ \text{継続前のご契約のご契約期間の年数} - \left( \text{3等級ダウン事故件数} + \text{1等級ダウン事故件数*} \right) \right\} - \left( \text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right)$$

**※継続前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約における等級すえおき事故を含みます。**

- ご注意**
- 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
  - 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
  - 「継続前のご契約のご契約期間の年数 - (3等級ダウン事故件数 + 1等級ダウン事故件数)」が0を下回る場合は、「継続前のご契約のご契約期間の年数 - (3等級ダウン事故件数 + 1等級ダウン事故件数)」を0として計算します。
  - 継続契約の等級は20等級を上限、1等級を下限とします。

### 事故有係数適用期間の計算式

$$\left( \frac{\text{継続前のご契約の事故有係数適用期間}}{\text{継続前のご契約の事故有係数適用期間}} - \frac{\text{継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数}}{\text{継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数}} \div 2 \right) + \left( \frac{\text{3等級ダウン事故件数}}{\text{3等級ダウン事故件数}} \times 3 + \frac{\text{1等級ダウン事故件数}}{\text{1等級ダウン事故件数}} \times 1 \right) - \left( \frac{\text{継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数}}{\text{継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数}} \div 2 \right)$$

- ご注意**
- 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
  - 「継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
  - (継続前のご契約の事故有係数適用期間 - 継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数 ÷ 2) が0を下回る場合は、(継続前のご契約の事故有係数適用期間 - 継続前のご契約の継続前のご契約期間の年数 ÷ 2) を0として計算します。
  - 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間にかかわらず、継続契約の事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とします。
  - 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間に1年未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

ご契約期間が1年未満の短期契約(お客さまからのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。)を継続して契約される場合

継続契約は継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。

### ② 継続前のご契約のご契約期間の末日または解約日の翌日から起算して7日以内に継続契約がない場合

原則として7等級以上の等級を引き継ぐことができず、事故有係数適用期間は「1年」引きません。

### 【表3】ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割増引率

継続前のご契約の事故にかかわらず事故有係数適用期間は0年\*として現行係数に対応する割増引率を適用します。

\*以下の①、②の場合で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったときは継続契約に適用する事故有係数適用期間が1～6年となりますので、【表4】の事故有係数に対応する割増引率を適用します。

①ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約を解約または解除(ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降の1年未満のご契約を含みます。)されて新たにご契約する場合

②継続前のご契約のご契約期間の末日が平成25年10月1日以降であり、平成24年10月1日以降に解約または解除されて新たにご契約する場合(中断証明書を使用して新たにご契約する場合は除きます。)

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

- ご注意**
- 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
  - 継続前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

### 【表4】ご契約期間の初日が平成25年10月1日～平成26年9月30日のご契約の割増引率

事故有係数適用期間が0年の場合は無事故係数、1～6年の場合は事故有係数に対応する割増引率を適用します。

等級	割増			割引																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数に対応する割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有係数に対応する割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
- 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
  - 継続前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

### 事故件数の数え方

等級別料率制度において事故があった場合は、以下の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

■1等級ダウン事故：「1等級ダウン事故」となるのは、以下の①と②のすべてを満たす事故です。

- 以下の事故またはその組み合わせの事故であること。
  - a. 車両保険事故(リースカーの車両費用保険特約事故を含みます。)
  - b. 個人情報対策費用特約事故
  - c. 積載中の売上金盗難特約事故
- 事故発生の原因が以下のいずれかに該当する事故であること。
  - a. 火災または爆発(他物(飛来中または落下中の物を除きます。))との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
  - b. 騒ぎようまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
  - c. 台風、たつ巻、洪水または高潮
  - d. 落書きいたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
  - e. 飛来中または落下中の他物との衝突
  - f. 上記のほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)

- ご注意**
- ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、等級すえおき事故として取り扱います。
  - ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、窓ガラスの破損などは等級すえおき事故として取り扱いますが、上記の取扱いと異なることがあります。
  - ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、等級プロテクト特約事故は等級すえおき事故として取り扱います。

■ノーカウント事故：「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。以下の基本項目または特約に関する保険事故のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

- ・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみお支払いする事故
- ・ファミリーバイク特約事故
- ・人身傷害補償保険事故
- ・弁護士費用特約事故
- ・搭乗者傷害特約事故
- ・個人賠償責任特約事故
- ・無保険車両傷害特約事故
- ・ロードアシスタンス特約事故
- ・事故・故障時代車費用特約事故
- ・車両保険(リースカーの車両費用保険特約)の運搬費用、応急処置費用、引取費用のみお支払いする事故

■3等級ダウン事故：1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

### 等級継承の範囲

記名被保険者の変更が以下のいずれかに該当する場合は、記名被保険者を同一とみなして等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

- ・記名被保険者の配偶者への変更、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居のご親族への変更
- ・個人事業主が法人を新設する場合、または法人を解散し個人事業主となる場合の個人事業主・法人間の変更(ただし、事業内容が同一であるなどの条件を満たす場合にかぎります。)
- ・2以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合など、一定の条件を満たす法人間の変更

**ご注意** 記名被保険者の変更前のご契約の等級が1～5等級、事故有係数適用期間が1～6年の場合は、上記以外の方への記名被保険者の変更があってもご契約の自動車の所有者に変更がなければ、記名被保険者に変更がないものとして等級および事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

## 割引制度

### 複数所有新規割引(セカンドカー割引) 記名被保険者が個人の二輪自動車の契約のみ対象

二輪自動車の11等級以上のご契約があり、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約になる場合で一定の条件を満たすときは、「複数所有新規割引」として7(S)等級を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。

**ご注意** 1台目と2台目以降の自動車は、ともに二輪自動車であることが適用の条件になります。

### 【表5】ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割増引率

年齢条件*	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
割増引率	10%割引	15%割引	28%割引

\*原動機付自転車の場合、「全年齢補償」、「21歳以上補償」のみのお引き受けとなります。

### 【表6】ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割増引率

年齢条件*	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
割増引率	11%割増	11%割引	40%割引

### ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次の①から③のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

①ご契約者\*、②ご契約者\*の配偶者、③ご契約者\*またはその配偶者の同居のご親族

\*リース業者がご契約者となる場合は、①から③の「ご契約者」を「リースカーの借主」と読み替えます。

- ご注意**
- 複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
  - ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点でのご契約台数に応じて割引が適用されます。
  - ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
  - 団体扱特約・集団扱特約を付帯したご契約期間が1年の一括払のご契約には割引が適用されません。

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	1%
3台～5台	3%
6台以上	5%

### 相手への賠償

### 賠償責任保険

ご希望により対象とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】

① ご契約のバイクを主に使用される方(記名被保険者)、② ①の配偶者(内縁を含みます。)、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま  
その他、記名被保険者の承諾を得てご契約のバイクを使用または管理中の方および記名被保険者の使用者(使用者の業務に使用している場合にかぎり)など

#### 補償の概要

##### 【対人賠償責任保険】

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

##### 【対物賠償責任保険】

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

(注)被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。

#### お支払いする保険金

##### 【対人賠償責任保険】

事故の相手の方1名につき損害賠償額を、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分について、保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。

##### 【対物賠償責任保険】

1事故につき損害賠償額から自己負担額(免責金額)を差し引いた額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。

(注)保険金額が10億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約のバイクに業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故は、10億円が限度となります。

名称	対象	概要
対人臨時費用	自動セット※1	対人賠償責任保険の保険金額とは別枠で、事故の相手の方が死亡された場合に15万円、3日以上入院された場合に3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。
対物全損時修理差額費用特約	オプション	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
他車運転特約(二輪・原付)	オプション※2	借用中のバイク(二輪自動車および原動機付自転車)を運転中の事故(対人賠償・対物賠償・自損事故傷害)について、借用中のバイクをご契約のバイクとみなして、ご契約のバイクのご契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用するバイクは、「借用中のバイク」には含まれません。 (注2)借用中のバイク自体に生じた車両の損害については、保険金お支払いの対象外となります。 (注3)借用中のバイクの保険に優先してお支払いすることができます。

※1 記名被保険者が法人の場合はこの補償を対象外とすることができます。

※2 記名被保険者が個人の場合(個人被保険者を設定している場合を含みます。)のみ対象となります。

**!** 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
  - 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
  - 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任によって生じた損害
- など

### ご自身のバイクの補償

### 車両保険

ご希望により対象とすることができる補償です。

【補償の対象となる方(被保険者)】 ご契約のバイクの所有者

#### 補償の概要

ご契約のバイクが衝突・接触・火災・爆発・台風・たつ巻・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

(注)ご契約のバイクの盗難による損害は車両保険金お支払いの対象外となります。

#### お支払いする保険金

##### ●全損の場合(修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合)

ご契約時にお決めいただいたバイクの車両保険金額(バイクの時価額)をお支払いします。

また、臨時費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。

##### ●分損の場合(全損以外の場合)

バイクの損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約のバイクが走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に車両保険金額とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用については、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合はお支払いの対象外となります。

名称	対象	概要
ロードアシスタンス特約 すべてのご契約に付帯されます。	自動セット	ご契約のバイクが事故・故障またはトラブルにより走行不能となった場合に発生したレッカーけん引費用および応急処置費用に対し、保険金をお支払いする特約です。 ●保険金のお支払い限度額 15万円 (注)この特約により「ロードアシスタンス」のサービスをご利用いただけます。JAF・業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場などレッカーけん引する場合は、距離が「無制限」となります(この特約のお支払い限度額15万円は適用しません。)。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

**!** 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約のバイクの盗難による損害
  - ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
  - 無免許運転、酒気を帯びた状態で運転、麻薬などの影響を受けた状態で運転によって生じた損害
  - タイヤ単独の損害(火災を除きます。)
  - ご契約のバイクに定着されていない付属品単独の損害(火災を除きます。)
  - 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- など

**自動セット** ご契約の内容により必ず付帯されています。

**オプション** お客様のご希望により付帯できます。

## ご自身の補償

# 人身傷害補償保険

ご希望により対象とすることができる補償です。

### 【補償の対象となる方(被保険者)】

① ご契約のバイクを主に使用される方(記名被保険者)、② ①の配偶者(内縁を含みます)、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま  
その他、ご契約のバイクに搭乗(極めて異常かつ危険な方法による場合を除きます。)されている方

### 補償の概要

ご契約のバイクまたは他の自動車※1に搭乗中や歩行中などの、自動車事故※2などによって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被ったりした場合に、損保ジャパンが定めた算定基準に基づいて算出した損害額を保険金としてお支払いします。

※1 「他の自動車」とは、ご契約のバイクの用途・車種に応じて次の用途・車種の自動車をいいます。

- ご契約のバイクが二輪自動車の場合:原動機付自転車以外の自動車
- ご契約のバイクが原動機付自転車の場合:二輪自動車以外の自動車
- 他車運転特約(二輪・原付)を付帯した場合:すべての用途・車種の自動車

(注)ただし、記名被保険者、その配偶者、またはそれらの方の同居のご親族が所有または主として使用している自動車や被保険者が業務のために使用している間の被保険者の使用者が所有する自動車などを除きます。

※2 「歩行中の自動車事故」は、自動車以外の交通乗用具(自転車・電車・航空機など)との接触事故は補償の対象外です。

### お支払いする保険金

保険金額を1名ごとのお支払い限度額※とし、相手自動車の自賠責保険または賠償義務者から既取得した損害賠償金などを差し引いた額をお支払いします。

※相手自動車が無保険自動車である場合は、相手の方より賠償されるべき損害については、保険金額にかかわらずお支払いする保険金の限度額を無制限とします(ただし、人身傷害補償保険のお支払いする保険金の合計額は、損害額を限度とします。)。所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要な状態と認められるときは、保険金額の2倍(ただし、保険金額が無制限の場合は無制限)をお支払い限度額とします。

### 人身契約自動車搭乗中のみ特約

**オプション**

ご契約のバイクに搭乗中の事故に限定して補償する特約です。(注)記名被保険者が法人の場合は必ず付帯されます。

## ご自身の補償

# 搭乗者傷害特約

ご希望により付帯することができる補償です。

### 【補償の対象となる方(被保険者)】

ご契約のバイクに搭乗(極めて異常かつ危険な方法による場合を除きます。)されている方

### 補償の概要

ご契約のバイクに搭乗中の方が、バイク事故により事故発生日から180日以内に死亡したり、後遺障害を被ったりした場合、または入通院された場合(事故発生日から180日以内の入通院にかぎります。)に保険金をお支払いする特約です。

### お支払いする保険金

- 死亡保険金…1名につき保険金額の全額
- 後遺障害保険金…1名につき後遺障害等級の別により保険金額の4~100%の額
- 重度後遺障害保険金…被保険者が所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは、重度後遺障害保険金として1名につき後遺障害保険金額の60%の額(600万円限度)

#### ●医療保険金

【部位・症状別定額払】

以下の保険金をお支払いします。

- ①入通院給付金…入通院日数が5日以上の場合に、傷害の部位・症状に応じて損保ジャパンが定める入通院給付金支払額基準に該当する金額
- ②治療給付金…医師の治療を開始した場合に、1事故につき1万円

【日額払】

事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、あらかじめ定め入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。

**!** 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害または傷害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人について生じた損害または傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のバイクに搭乗中に生じた損害または傷害
- 医学的他覚所見のない傷害および医学的他覚所見のない傷害により被った損害

など

## 主な特約

無保険車傷害特約	※1 <b>自動セット</b>	被保険者が無保険車との事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、賠償義務者の支払能力がないなどの理由で十分な損害賠償を受けられないときに保険金をお支払いします。 (注)人身傷害補償保険が適用されているご契約には付帯できません(人身傷害補償保険で補償されます。)
自損事故傷害特約	※1 <b>自動セット</b>	電柱との接触や崖からの転落などの自損事故により、保有者・運転者・搭乗者が死傷され、その損害について自賠責保険からお支払いを受けられない場合に保険金をお支払いします。 (注)人身傷害補償保険が適用されているご契約には付帯できません(人身傷害補償保険で補償されます。)
弁護士費用特約	<b>オプション</b>	●被保険者(記名被保険者またはそのご家族、ご契約のバイクに搭乗中の方など)が次のいずれかの被害事故にあり、賠償義務者(被保険者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する方)に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所または斡旋もしくは仲裁を行う所定の機関に委任または相談を行った場合に負担する費用に対して保険金をお支払いする特約です。ただし損保ジャパンの同意を得て支出した費用にかぎります。 ① 相手自動車との事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 ② ①のほか、自動車搭乗中の事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 ③ ①または②のほか、ご契約のバイクまたは被保険者が所有する他の自動車に損害が生じること。 ●業務に使用する財物(ご契約のバイクを除き、ご契約のバイク以外のバイクを含みます。)の被害は対象外です。 ●1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円(法律相談費用は別枠で10万円)を限度としてお支払いします。
ファミリーバイク特約	※2 <b>オプション</b>	記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車(借用车を含みます。)を運転中などの事故について保険金をお支払いする特約です。人身タイプと自損タイプがあります。詳しくは、P2をご参照ください。

※1 対人賠償責任保険が適用されていないご契約についてはこの補償も対象外となります。また、記名被保険者が法人の場合は付帯しないことができます。

※2 ご契約のバイクが二輪自動車であり、かつ記名被保険者が個人の場合に付帯できます。

★「1名につき」とは、お支払対象者(相手の方)それぞれに対する保険金額であることを意味します。

★「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパンがトータルにサポートします。

## 商品に関するお問い合わせ

### 損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単に確認いただけます。

#### ◆パソコン・スマートフォン・携帯電話から

<http://www.sompo-japan.co.jp/>

損保ジャパン

検索



- スマートフォン・携帯電話端末への対応状況は以下のとおりです。
  - ・スマートフォン:iOS4.3以上、AndroidOS2.2以上
  - ・携帯電話:NTTドコモ、au、ソフトバンク
- 端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### お客さまフリーダイヤル

【受付時間】◆平日:午前9時～午後8時  
◆土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

☎**0120-888-089**

- おかけ間違いにご注意ください。

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合があります。

### 事故にあわれた際のご連絡先

#### 事故サポートデスク

24時間365日  
事故受付・初期対応

【営業時間】◆24時間365日

- おかけ間違いにご注意ください。

☎**0120-256-110**

### 自動車のトラブル対応時のご連絡先

#### ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日  
受付・対応

【営業時間】◆24時間365日

- おかけ間違いにご注意ください。

☎**0120-365-110**

- ☆取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- ☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ☆お客さま(保険のご契約者)以外に保険の対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号  
第10 147 008号

エコマーク使用契約者:株式会社 損害保険ジャパン

この自動車保険は、

- 契約者の環境配慮行動の促進(エコカー割引、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)に貢献しています。

#### 保険会社との間で問題を解決できない場合

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土日祝日・年末年始は休業)

☎**0570-022808** <通話料有料>

- 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- PHS:IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
- おかけ間違いにご注意ください。

- ★「SUP」は、「自動車総合保険」のペットネームです。
- ★このパンフレットは、「自動車総合保険(SUP)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ★損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行・損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品各種サービスの案内提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。

#### 保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

\*自動車損害賠償責任保険は破綻の有無にかかわらず全額補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先